# 興部町小規模事業者開業支援補助金

町内で新たに開業しようとする小規模事業者に対し、開業に要する費用の一部を補助します。

## ［補 助 対 象 者］

次のいずれにも該当する事業者とします。

（１）　町内に事業所を設け開業する個人または法人であること

（２）　補助金の交付申請日において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する本町の住民基本台帳に記録されている 20 歳以上の者であること。（法人の場合は代用者）

（３）　町税及び本町が賦課する税外収入金を滞納していないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６条に規定する暴力団員と密接な関係である団体でないこと。

（５）　過去にこの補助金を受けていないこと。

## ［補助対象事業］

次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）別表１に該当する事業

（２）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に該当する子会社

## ［補助対象経費］

（１）開業支援補助金

～事務所等開設費、初度備品等、広告宣伝費など。

（２）経営支援補助金

～事務所等家賃、光熱水費、通信費、備品設備等賃借料など。

※詳細は別表２を参照

## ［補　助　金　額］

（１）開業支援補助金　補助対象経費の 1／2（千円未満切り捨て）　上限 50 万円

※事業所等開設費について、町外業者による施工の場合は、1/3

（２）経営支援補助金

１．　開業月から 12 か月の間　　月額３万円以内

２．　開業 13 か月目から 24 か月の間　　月額２万円以内

［申請 及び 事業完了後に必要な書類］

≪申請時必要書類≫

① 補助金交付申請書（様式第１号）
② 事業計画書（様式第２号）
③ 新規開業に伴う推薦書（様式第３号）
④ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（法人の場合は代表者）
⑤ 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る）
⑥ 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る）
⑦ 開業届の写し（個人の場合で、税務署に提出した開業届の写し）
⑧ 定款の写し（法人の場合に限る）
⑨ 収支予算書（様式第４号）
⑩ 納税等状況調査同意書（様式第５号）
⑪ 誓約書（様式第６号）
⑫ その他町長が必要と認める書類

≪実績報告時必要書類≫

① 実績報告書（様式第 11 号）
② 事業報告書（様式第 12 号）
③ 収支報告書（様式第 13 号）
④ 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書、通帳及び振込依頼書）の写し
⑤ 事業所等の新設、増築等の工事完成写真（改修箇所のわかるもの）、購入した備品等の写真
⑥ その他町長が必要と認める書類

別表１

| 補助金の交付対象としない業種 |
| --- |
| 1　大分類　A-農業、林業に属するもの（小分類 013 - 農業サービス業、小分類 014-園芸サービス業、小分類 022-素材生産業および小分類 024-林業サービス業に属するものを除く。）<br>2　大分類　B-漁業に属するもの<br>3　大分類　J-金融業、保険業に属するもの（小分類 674-保険媒介代理業および「小分類 675-保険サービス業に属するものを除く。）<br>4　小分類 831-病院、小分類 832-一般診療所及び小分類 833-歯科診療所<br>5　中分類 85-社会保険、社会福祉、介護事業に属するもの<br>6　中分類 93-政治・経済・文化団体政治に属するもの<br>7　中分類 94-宗教に属するもの<br>8　次に掲げるサービス業<br>⑴風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業<br>⑵小分類 803-競輪・競馬等の競技場、競技団に属するもの<br>⑶細分類 7291-興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）<br>⑷細分類 7999-他に属さないその他の生活関連サービス業に属する易断所、観想業、相場案内業<br>⑸細分類 8094-芸き業及び斡旋業に属するもの<br>⑹細分類 8096-娯楽に附帯するサービス業に属する場外馬券売場、競輪、競馬等予想業<br>⑺細分類 9299-他に分類されないその他のサービス業に属する集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものは除く。） |

備考　産業の分類は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。

別表２

| 補助対象経費 | |
|---|---|
| 開業支援補助金 | 開業時点で必要な次の経費<br>⑴事務所等開設費<br>ｱ．事務所等の外装、内装又は設備工事費<br>ｲ．事務所等の賃料又は共益費のうち、開業当初に必要とするもの（敷金、礼金など）<br>⑵初度備品等<br>ｱ．開業に必要な備品等の購入費<br>⑶その他経費<br>ｱ．開業に必要な専門家によるアドバイザー費用<br>ｲ．広告宣伝費（ホームページ作成、チラシ作成等）<br>ｳ．その他町長が必要と認める経費 |
| 経営支援補助金 | 開業後の事務所等に係る次の経費<br>⑴事務所等家賃<br>⑵光熱水費<br>⑶通信費<br>⑷備品設備等賃借料<br>⑸その他町長が必要と認める経費 |

１　補助対象経費は、開業時に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注、支払い等の金額、次期、内容が確認できるものとする。

２　国、北海道など関係機関から開業に係る補助金の交付を受けている場合は、その交付対象となっている補助対象経費は除外する。

３　事務所等の賃料又は共益費は、補助事業者（法人にあってはその役員も含む。）が自ら住居を兼ねる事業所または３親等以内の親族が所有する建物で行う事業を除く。

≪お問合せ先≫

興部町役場　まちづくり推進課　商工観光係　℡0158－82－2132